

令和3年

上尾市教育委員会4月定例会
議案資料

目 次

議案第 2 1 号 資料	上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について -----	1
議案第 2 2 号 資料	上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について -----	2

議案第21号 資料

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会事務局組織規則

(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)

【改正要旨】

- 1、上尾市組織規則の改正に準じ、事務局に置く職として「参与」及び「主席副参事」を削るもの。

(職及び職務)

第3条 略

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	参与	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	参事	同上 上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	主席副参事	同上
	副参事	同上

議案第22号 資料

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程

(平成20年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

1、上尾市職員服務規程の改正に準じ、事務局に勤務する職として「参与」及び「主席副参事」を削るもの。

(所属長)

第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。

1	部長	教育長
2	参与 参事 次長 主席副参事 副参事 課長	所属する部の長
3	主席主幹以下の職にある課の職員	所属する課の長

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

1、上尾市事務専決規程の改正に準じ、年次休暇及び特別休暇を承認される対象である職員の職（他9か所）として「参与」及び「主席副参事」を削るもの。
 2、その他会計年度任用職員の懲戒処分を行う場合の規定の整理を行うもの。

事項	事務	教育委員会 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
4	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(4) 地方公務員法第29条第1項の規定により職員及び会計年度任用職員の戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。	○		